

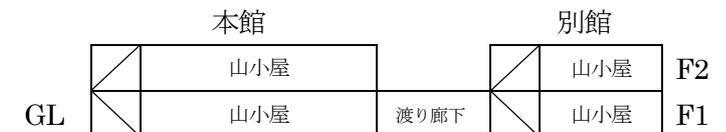
違反是正事例（事例7-2）

テーマ < 特殊な施設に対する査察対応と対象物把握 平成27年度 >

▶ 増築により屋内消火栓設備が必要となった山小屋に対しパッケージ型消火設備を設置指導した事例

防火対象物の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 用途 | (5)項イ（山小屋） |
| (2) 構造・規模 | 平成4年7月竣工
本館 木造 地上2階 延べ面積 677 m ²
別館 木造 地上2階 延べ面積 193 m ²
収容人員 172人 |
| (3) 消防用設備等 | 消火器、自動火災報知設備、誘導灯 |
| (4) その他 | ふもとから山小屋までは徒歩で5時間以上 |



違反処理の概要

(1) 端緒

平成16年8月30日の立入検査において、本館と別館を渡り廊下で接続していることを確認し、屋内消火栓設備の設置が必要となったことから、当該設備の未設置を指導した。

(2) 指導概要

平成19年8月30日

立入検査を実施し、再度「屋内消火栓設備が未設置」である旨を指導し、指示書を交付した。

平成19年10月13日

改修計画書が提出され、「早期に設置できるよう検討し、順次実施予定」である旨の記載があった。

平成20年9月4日

立入検査を実施し、山小屋であることから生活用水や飲料水も不足すること、冬期は極寒となることを考慮し、パッケージ型消火設備を設置することを指導し、指示書を交付した。

平成20年10月1日

改修計画書が提出され、「来期中に設置を予定している」との記載があった。

(冬期は自然環境上、工事が不可能であり、夏期にしか工事ができない)

平成 21 年 8 月 21 日

パッケージ型消火設備の着工届が提出

平成 21 年 9 月 14 日

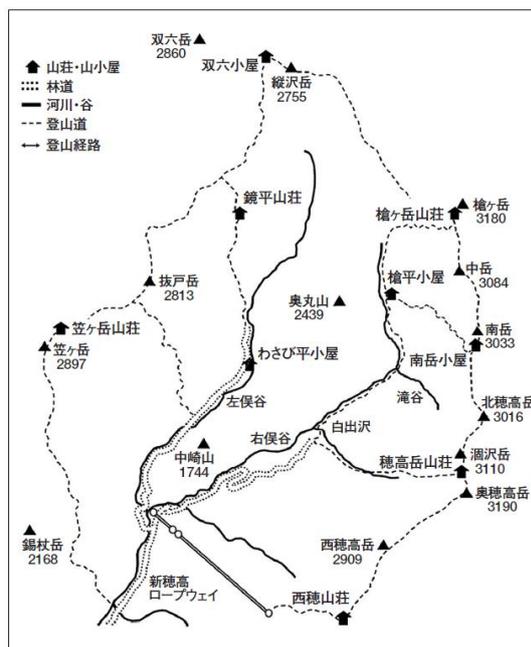
設置検査を実施し、検査済証を交付した。

平成 22 年 9 月 5 日

消防用設備等点検結果報告書が提出され、異常がないことを確認した。



奥穂高の山小屋 ※写真と本事例とは関係ありません。



北アルプス山小屋所在図

※ 本事例は、月刊フェスク 2011 年 11 月号掲載「北アルプス山小屋の消防設備等の設置指導」(高山市消防本部) から引用しました。

原文は、違反是正支援センターホームページ「月刊フェスク」からダウンロードできます。

http://www.fesc.or.jp/ihanzesei/fesc/pdf/2011_11.pdf

(事例7-2) グループ検討

テーマ < 特殊な施設に対する査察対応と対象物把握 平成27年度 >

1. パッケージ型消火設備の設置指導

本事例では、山小屋の地理的条件や自然環境を踏まえ、パッケージ型消火設備の設置指導を行ったものになりますが、その他の代替措置の方法や是正までに要する期間の安全担保措置について、自己の組織体制等を踏まえ検討してください。

2. 山小屋等の特殊な施設の査察対応

本事例は、片道徒歩5時間以上を要する特殊な施設であったものの、定期的(3年に1回)に査察を実施することによって、違反を把握することができた事例となりますが、本事例のような特殊な施設(容易に立入ることができない地理的条件や夜間のみ関係者がいる時間的条件などを有する施設)に対する立入検査実施計画の策定方法及び査察対応について、自己の組織体制等を踏まえ検討してください。

3. 山小屋等の把握

査察の対象となる施設については、各消防本部で対象物台帳やシステム管理により把握していますが、平成27年4月1日に施行となる法令改正等により、延べ面積に関係なく消防用設備等の設置が義務付けとなる施設が増えることから、これら法令改正に該当する対象物の把握及び対応方法について、自己の組織における対策を踏まえ検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題の検討及びその他、グループで意見が出た内容

(テキストに資料として、「[査察規程の作成例](#)」を掲載しています。)